

③遺産分割協議書がある場合

遺言がない場合、相続人様全員の協議によって相続分を決定します。

この協議内容をまとめたものを遺産分割協議書といい、相続人様全員が署名し、実印を押印して作成します。

遺産分割協議が成立している場合は、各相続人様の印鑑証明書が添付された遺産分割協議書のご提出をお願いします。

●遺産分割協議書に基づき相続手続きをされる場合、下記の書類等が必要です。

●戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書等は原本の提示が必要です。

なお、ご提示いただきました書類の返却をご希望される場合は、コピーをとらせていただき、原本をお返しいたします。

ご準備いただく書類

No	書類名等	入手先
1	被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本（注） ●「出生から死亡まで連続した戸籍謄本」をご準備ください	市区町村役場
2	すべての相続人様の現在の戸籍謄本（または戸籍抄本） なお、次に該当する場合は不要です。 ・被相続人様と同一の戸籍に記載がある場合 ・被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本にかえて「法定相続情報一覧図」で手続きをされる方 ●発行日より6か月以内のもの	市区町村役場
3	すべての相続人様の印鑑証明書 ●発行日より6か月以内のもの	市区町村役場
4	遺産分割協議書 ●すべての相続人様の署名・捺印が必要です。	お客様
5	被相続人様の通帳・証書・京都カードネオ 等 ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、京都カードネオ（家族カード、ETCカード、クイックペイ（JCBの場合）を含みます。）、貸金庫の鍵・カード等をご準備ください。喪失されている場合は、その旨をお申し出ください。	お客様

（注）「法定相続情報一覧図」でもお手続きが可能です。「法定相続情報一覧図」は法務局で入手できます。

なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に変更がある場合は、変更内容を確認できる戸籍謄本等をご提示ください。